

# 新旧対照条文

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u> <u>第九条</u>）</p> <p>第二章 役員等（<u>第十条</u> <u>第二十二條</u>）</p> <p>第三章 業務（<u>第二十三條</u> <u>第二十八條</u>）</p> <p>第四章 財務及び会計（<u>第二十九條</u> <u>第四十一條</u>）</p> <p>第五章 監督（<u>第四十二條</u> <u>第四十四條</u>）</p> <p>第六章 雑則（<u>第四十五條</u>・<u>第四十六條</u>）</p> <p>第七章 罰則（<u>第四十七條</u> <u>第四十九條</u>）</p> <p>附則</p> <p>（評価委員会）</p> <p><u>第九条</u> 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第十二條第二項に掲げるもののほか</u>、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（役員）</p> <p><u>第十条</u> 事業団に、役員として、理事長一人、理事九人以内及び監事二人以内を置く。</p> <p>（役員の職務及び権限）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u> <u>第八條</u>）</p> <p>第二章 役員等（<u>第九條</u> <u>第二十一條</u>）</p> <p>第三章 業務（<u>第二十二條</u> <u>第二十六條</u>）</p> <p>第四章 財務及び会計（<u>第二十七條</u> <u>第三十七條</u>）</p> <p>第五章 監督（<u>第三十八條</u>・<u>第三十九條</u>）</p> <p>第六章 雑則（<u>第四十條</u>・<u>第四十一條</u>）</p> <p>第七章 罰則（<u>第四十二條</u> <u>第四十四條</u>）</p> <p>附則</p> <p>（役員）</p> <p><u>第九条</u> 事業団に、役員として、理事長一人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。</p> <p>（役員の職務及び権限）</p>

第十一条

1～4 (略)

(役員の任命)

第十二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一 事業団が行う業務に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、事業団が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、文部科学大臣が任命する。

3 理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

4 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第十三条

1・2 (略)

(役員の欠格条項)

第十四条 (略)

(役員の解任)

第十五条

1・2 (略)

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため

第十条

1～4 (略)

(役員の任命)

第十一条 理事長及び監事は、文部科学大臣が任命する。

2 理事は、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十二条

1・2 (略)

(役員の欠格条項)

第十三条 (略)

(役員の解任)

第十四条

1・2 (略)

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

事業団の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十六条 (略)

(代表権の制限)

第十七条 (略)

(運営審議会)

第十八条

1 (略)

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項(共済業務(第二十三条第一項第六号から第八号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。))のみに係るものを除く。( ) について審議する。

3～5 (略)

6 第十三条の規定は、委員について準用する。

7・8 (略)

(共済運営委員会)

第十九条 (略)

(役員の兼職禁止)

第十五条 (略)

(代表権の制限)

第十六条 (略)

(運営審議会)

第十七条

1 (略)

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項(共済業務(第二十二条第一項第六号から第八号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。))のみに係るものを除く。( ) について審議する。

3～5 (略)

6 第十二条の規定は、委員について準用する。

7・8 (略)

(共済運営委員会)

第十八条 (略)

(共済審査会)

第二十条 (略)

(職員の任命)

第二十一条 (略)

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 (略)

(業務)

第二十三条

1・2 (略)

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校(第一項第二号の業務の対象となるものを除く。)で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。

4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

(共済規程)

(共済審査会)

第十九条 (略)

(職員の任命)

第二十条 (略)

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 (略)

(業務)

第二十二条

1・2 (略)

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため必要な業務を行うこと。

4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十二条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

5 事業団は、第三項第三号の業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(共済規程)

第二十四条 (略)

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務(第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第九号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2) 4 (略)

5 文部科学大臣は、第三項の認可(助成業務方法書に係るものに限る。)をしよとするとときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 事業団は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならない。

(中期目標、中期計画、年度計画及び評価等)

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条(第二項第六号を除く。)、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条並びに第三十五条中、「主務大臣」とあるのは、「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中、「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中、「当該独立行政法人」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十

第二十三条 (略)

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十四条 事業団は、助成業務(第二十二条第一項第一号から第五号まで及び第九号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2) 4 (略)

二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは、「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは、「文部科学省令」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、同法第十九条第一項中「各省各庁の長の処分」とあるのは、「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十八条 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十三条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十二條第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、同法第十九条第一項中「各省各庁の長の処分」とあるのは、「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十六条 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 (略)

(事業年度)

第二十九条 (略)

(事業計画等の認可)

第三十条 事業団は、毎事業年度、共済業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十一条 (略)

(財務諸表等)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下「業務報告書等」という。)を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内(次条第一項第一号の経理に係るものにあつては、一月以内)に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(事業年度)

第二十七条 (略)

(事業計画等の認可)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 (略)

(財務諸表等)

第三十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下この条において「業務報告書等」という。)を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による承認（次条第一項第一号の經理に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

（区分經理）

第三十二条 事業団の經理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一（略）

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る經理（第五号に掲げるものを除く。）

三 第二十三条第一項第七号の業務及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務に係る經理（第五号に掲げるものを除く。）

四 第二十三条第一項第八号及び同条第三項第二号の業務に係る經理

五（略）

2（略）

（企業会計原則）

第三十四条 事業団の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原

3 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

（区分經理）

第三十一条 事業団の經理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一（略）

二 第二十一条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る經理（第五号に掲げるものを除く。）

三 第二十一条第一項第七号の業務及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務に係る經理（第五号に掲げるものを除く。）

四 第二十一条第一項第八号及び同条第三項第二号の業務に係る經理

五（略）

2（略）



則として企業会計原則によるものとする。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。

4 第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算方法に必要な事項は、文部科学省令で定める。

(積立金の処分)

第三十六条 事業団は、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積

(利益及び損失の処理)

第三十二条 事業団は、前条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、前条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。

4 前条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算方法に必要な事項は、文部科学省令で定める。

立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び私学振興債券)

第三十七条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2・3 (略)

4 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

5 (略)

6 (略)

7 文部科学大臣は、第一項ただし書、第二項ただし書又は第四項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

8 第四項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

9 (略)

10 (略)

11 (略)

第三十三条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2・3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

12 第四項及び第七項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十八条

1 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(余裕金の運用)

第三十九条

1 (略)

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十二条第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

(役員の報酬及び職員の給与等)

第四十条 独立行政法人通則法第五十二条及び第五十三条の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該特定独立行政法人」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項及び同法第五十三条中「主務大臣」とあるのは、「文部科学大臣」と、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科

10 第一項及び第六項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十四条

1 (略)

(余裕金の運用)

第三十五条

1 (略)

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十一条第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十六条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

- 2 独立行政法人通則法第六十三条の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「特定独立行政法人以外の独立行政法人」とあり、並びに同条第二項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

(文部科学省令への委任)

第四十一条 (略)

(監督)

第四十二条 事業団が行う業務のうち共済業務に関しては、文部科学大臣が事業団を監督する。

- 2 文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務（共済業務に限る。）に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十二条

1 4 (略)

(違法行為等の是正)

第四十四条 独立行政法人通則法第六十五条の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「独立行

(文部科学省令への委任)

第三十七条 (略)

(監督)

第三十八条 事業団は、文部科学大臣が監督する。

- 2 文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条

1 4 (略)

政法人」とあり、及び同条第一項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

(解散)

第四十五条 (略)

(財務大臣との協議)

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項又は第三十八条第一項の規定による認可(第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るもの)に限り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。(をしようとするとき)。

二 第三十五条第四項、第三十六条第一項又は第四十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四 第三十二条第一項の規定による承認(第三十三条第一項第三号又

(解散)

第四十条 (略)

(財務大臣との協議)

第四十一条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条第五項、第二十四条第三項、第二十六条第一項、第二十八条、第三十三条第一項、第二項ただし書若しくは第八項又は第三十四条の規定による認可(第二十四条第三項の規定による認可にあつては助成業務方法書に係るもの)に、第二十八条の規定による認可にあつては第三十一条第一項第一号、第三号又は第五号の経理に係るものに、第三十四条の規定による認可にあつては第三十一条第一項第一号の経理に係るものに限る。(をしようとするとき)。

二 第二十四条第四項の規定により助成業務方法書に記載すべき事項について文部科学省令を定めようとするとき、又は第三十二条第四項若しくは第三十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十六条の規定による承認(第三十条第一項の規定による承認にあつては、第三十一条第一項第一号、第三号又は第五号の経理に係るもの)に限る。(をしようとするとき)。

四 第三十五条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

は第五号の經理に係るものに限る。( )をしようとするとき。

五 第三十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

五 第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

七 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事

するとき。

#### (罰則)

第四十二条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- 三 第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 四 第三十条第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十八条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

八 第三十二条第四項の規定に違反して、第三十二条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

九 第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 第四十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

十一 第四十四条において準用する独立行政法人通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

#### 第四十九条 (略)

#### 附則

##### (区分経理の特例)

第十二条 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十五条第一項中「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

#### 第四十四条 (略)

#### 附則

##### (区分経理の特例)

第十二条 事業団は、第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定において第三十二条第一項に規定する残余を生じたときは、第三十一条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十一条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十二条第一項中「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び前条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律(第二十三条第一項第一号を除く。)において、私立学校には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第三十三條第一項第三号の規定の適用については、第二十三條第二項中「及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による拠出金」と、第三十三條第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律(第二十二條第一項第一号を除く。)において、私立学校には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第三十一條第一項第三号の規定の適用については、第二十二條第二項中「及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による拠出金」と、第三十一條第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。



改 正 案	現 行
<p>（共済規程）</p> <p>第四条 事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 共済業務（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）<u>第十八条第二項に規定する共済業務をいう。</u>以下同じ。）及びその執行に関する事項</p> <p>四〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（共済運営委員会の職務）</p> <p>第十三条 次に掲げる事項については、事業団の理事長（以下単に「理事長」という。）は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 共済運営規則（事業団法第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）の変更</p> <p>三〇六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p>	<p>（共済規程）</p> <p>第四条 事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 共済業務（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）<u>第十七条第二項に規定する共済業務をいう。</u>以下同じ。）及びその執行に関する事項</p> <p>四〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（共済運営委員会の職務）</p> <p>第十三条 次に掲げる事項については、事業団の理事長（以下単に「理事長」という。）は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 共済運営規則（事業団法第二十四条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）の変更</p> <p>三〇六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p>



昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）

【附則第七条関係】  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 第一条及び第一条の二の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本私立学校振興・共済事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。</p>	<p>第三条 第一条及び第一条の二の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本私立学校振興・共済事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>7 前項の規定による旧法の規定による年金等（附則第五項に規定する給付のうち年金である給付を除く。）の額の改定により増加する費用は、事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより事業団法第三十二条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に事業団法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>7 前項の規定による旧法の規定による年金等（附則第五項に規定する給付のうち年金である給付を除く。）の額の改定により増加する費用は、事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより事業団法第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に事業団法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。</p>

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）

【附則第七条関係】  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（費用の助成）</p> <p>第八条 第三条から第三条の十六までの規定による年金額の改定により増加する費用は、日本私立学校振興・共済事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）<u>第三十三</u>条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。</p>	<p>（費用の助成）</p> <p>第八条 第三条から第三条の十六までの規定による年金額の改定により増加する費用は、日本私立学校振興・共済事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）<u>第三十一</u>条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。</p>

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

【附則第八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。） （第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二 事業団法第二十三条第二項に規定する業務 三 事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。） （第二十二條第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二 事業団法第二十二條第二項に規定する業務 三 事業団法第二十二條第三項第一号及び第二号に掲げる業務

改 正 案		現 行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
文 書 名 （略）	作 成 者 （略）	文 書 名 （略）	作 成 者 （略）
日本私立学校振興・共済事業団法 （平成九年法律第四十八号）第二 十三条第一項第二号（業務）の業 務に関する文書 （略）	日本私立学校振興・共済事業団 （略）	日本私立学校振興・共済事業団法 （平成九年法律第四十八号）第二 十二條第一項第二号（業務）の業 務に関する文書 （略）	日本私立学校振興・共済事業団 （略）





改 正 案	現 行
<p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）<u>第二十三条</u>第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p> <p>十四〇三十五（略）</p> <p>三〇八（略）</p>	<p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）<u>第二十二</u>条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p> <p>十四〇三十五（略）</p> <p>三〇八（略）</p>